

町会防災倉庫について

1. 町会連合会の要望

公園等への防災倉庫の配置許可基準について

東京都は令和7年度、町会が防災備蓄倉庫を設置・修繕するための費用を上限70万円まで助成する事業を行っています。

当該事業は補助率10分の10で、助成額も大きいため活用したいと考える町会も少なくありません。

一方で、活用するには設置場所の確保が必須のため、本区の「一町会一倉庫」の配置許可基準がネックとなり、断念せざるを得ない町会も見受けられます。

前年度の要望には、「活用状況などを確認しながら配置許可基準を検討する。」といった回答をいただきました。

東京都では、関東大震災100年の30万円補助や今般の防災倉庫助成など、今後も町会の防災対策に対する支援が続くものと思われます。

町会においても、倉庫内を適切に管理したうえで、防災資器材の更新や時代に即した防災用品の購入が必要になっていますので、本要望に対する検討を早急に進めていただくよう要望します。

【回答】

公園・児童遊園にある町会防災資器材格納庫につきましては、すでに設置している倉庫を新しい倉庫に取り替える場合は、倉庫の設置位置状況等を勧案のうえ、可能な範囲で倉庫のサイズを大きくすることなど、引き続き、ご相談に応じてまいります。倉庫の設置基準につきましては、必要資機材や町会の規模等を勧案し、一定の基準のもと、複数倉庫の保有も可となるよう見直します。

2. 町会防災倉庫 1 町会 1 倉庫の原則の例外基準について

防災の観点に照らし、以下の**いずれかの基準**に当てはまる町会は、公園等へ2基の防災倉庫の設置を認める。

○基準1 **町会面積が19万㎡以上の大きさの町会**
(半径250m(徒歩5分圏内を目安))

豊島区では、町会防災倉庫についての明確な「適正距離」の規定はないが、災害時の即応性を考慮し、徒歩数分でアクセスできる距離として半径250mとしています。

○基準2 町会域内の**火災危険度が4以上の町会**
(地震発生時の出火の危険性と延焼の危険性)

「火災危険度」とは、地震発生時に火災が起きた際の「出火の危険性」と「延焼の危険性」を測定し、地域ごとの被害の大きさを5段階で示した東京都の指標です。数値が大きくなるほど危険度が増します。

基準1の対象となる町会

西池袋南町会 東池袋南大塚仲町会
目白東町会 千早二丁目町会
染井よしの町会 東池袋サンシャイン町会
目白協和会
要町三丁目町会

基準2の対象となる町会

上池袋三丁目町会 南長崎三丁目南部町会 駒込七丁目町会
上池袋池八町会 南長崎三丁目北部町会 池袋本町宮元町会
池袋通西睦町会 長崎四丁目町会 池袋本町親和町会
長崎二丁目町会 要町一丁目町会 東池袋五丁目日本町会
長崎三丁目町会 **染井よしの町会** 東池袋五丁目東町会

公園・児童遊園などに設置されている倉庫については、昨年度に引き続き、既存倉庫を壊して、サイズを変えずに新しくしたり、サイズアップしたりする相談は受け付けます。(公園内のインフラ設備に干渉する等に対応できない場合もあります。)

2

3. 町会防災倉庫に配備する物品について(1基あたりの数量の目安)

限られた倉庫スペースの中で、発災時に町会で物品を備える参考として「1. 配備しておく物品」、「2. 配備が望ましい物品」、「3. 配備してもよい物品」の3つに分けリストを作成しました。

1. 配備しておく物品

用途	品目	数量
情報連絡	トランジスタメガホン	2
消火	ミニポンプ(D級ポンプ)	1
	ミニポンプ用ホース(20M)	5
	組立水槽	1
	燃料携行缶	2
	ポリバケツ(120ℓ)	2
	ビニールホース	2
	ヘルメット	15

用途	品目	数量
救出救護	発電機	2
	コードリール	2
	投光器	2
	防水シート	10
	救急カバン	1
	医療品セット(救急箱)	1
	担架	2
	万能オノ	1
	スコップ	1
	簡易救助器具セット	1

用途	品目	数量
避難誘導	懐中電灯	5
	トラロープ	1
	脚立	1
	リアカー(折りたたみ式)	1
	台車	1
給食給水	かまど	1
	釜	1
	ポリタンク(20ℓ)	5

2. 配備が望ましい物品

情報連絡	蓄電池	1
	ソーラーパネル	1
消火	スタンドパイプ	1
	スタンドパイプ用ホース	3

環境衛生	簡易トイレ	3
	トイレテント・ポータブルトイレ	3

3. 配備してもよい物品

情報連絡	ワンタッチテント	
機	機	
	イス	
給食給水	備蓄品(食料・水)	

3

4. マンション建設時の事前協議の活用について

町会防災倉庫の区有地への設置も限界があることから、規模の大きなマンションが建築されるときには、事前協議時に敷地内に防災倉庫設置の希望を必ず建築主にお伝えください。

事前協議について、すべての町会長に知っていただくために、今年度は事前協議に関するマニュアルを更新するとともに、町会役員向けの研修会も実施する予定です。

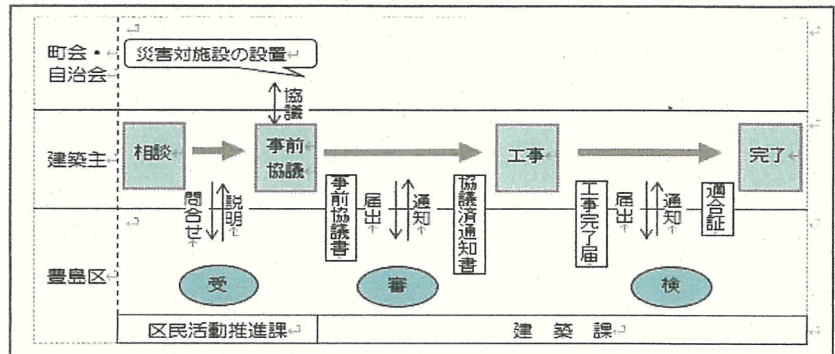
地域貢献としての災害対策施設の設置について

(豊島区中高層住宅建築物の建築に関する条例第20条)

○対象建築物 延べ面積が3,000㎡以上で、かつ、地階を除く階数が6以上の中高層集合住宅建築物

○協議内容 地域住民が利用可能な防災用資器材庫、災害用仮設便所設置等の災害対策施設の設置について

- (1) 必要な施設 防災用資器材庫、
災害用仮設便所、災害用掲示板 等
- (2) 設置場所
- (3) 利用者の制限
- (4) 設置・維持管理経費



地域の防災力強化に取り組む町会・自治会を支援！ 「町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成」を実施します

東京都は、昨年度に引き続き、地域における備蓄環境の整備を後押しし、災害時に共助の力を発揮できるよう、町会・自治会の防災用備蓄倉庫の購入・設置又は修繕に係る費用を支援します。ぜひ、ご活用ください。

設置



【対象経費】

- ✓ 倉庫本体の購入費用、運搬・設置・工事・既存倉庫の撤去に係る費用
- ✓ 建築確認に係る費用
- ✓ 付属する備品（鍵、棚、名入れなど）の購入・設置等に係る費用

修繕



【対象経費】

- ✓ 防災備蓄倉庫の修繕に係る費用
- ✓ （新たに棚を設置するなど）倉庫の備蓄機能の強化に係る費用

対 象

都内に所在する単一町会・自治会 200町会・自治会

助成額

上限70万円まで、助成対象経費の10/10

※他の制度による補助等の対象となる、又は対象となっている経費がある場合、助成金の総額は助成対象経費及び70万円を超えることはできません。

その他

- ✓ 本助成は資機材の格納を対象としており、それ以外の備蓄は対象外です。
- ✓ 申請に当たり、設置場所の確保と許可を得ることを事前にお願ひします。設置調整に関するご相談は受けかねますので、ご了承ください。
- ✓ **倉庫の購入や修繕の契約は、交付決定後に行う必要があります。交付決定前に行った場合は、助成の対象となりませんので気をつけてください。**
- ✓ **令和7年度に本助成を受けた町会・自治会は申請ができません。**

募集スケジュール

	申請受付期間	交付決定 予定	事業実施期間 (設置・修繕完了日)
第1回	令和8年7月6日(月) ～7月31日(金)	9月上旬	交付決定日以降～ 令和9年1月29日(金)
第2回	8月3日(月) ～8月31日(月)	10月上旬	
第3回	9月1日(火) ～9月30日(水)	11月上旬	
第4回	10月1日(木) ～10月31日(金)	12月上旬	

お問合せ

東京都生活文化局
都民生活部
地域活動推進課

☎ 03-5388-3166



S1161202@section.metro.tokyo.jp

※事務局を設置する予定です。



HPはこちら

申請に係るQ&A

Q：自主防災組織は申請可能か。

A：この助成は町会・自治会を対象としており、自主防災組織は申請できません。

Q：すでに発注済みで7月ごろに設置が完了する防災備蓄倉庫がある。助成の対象となるか。

A：助成の対象となりません。交付決定通知書受領前に行った設置や修繕は、助成の対象外です。

Q：マンションの一室を防災倉庫として使う場合、対象となるか。

A：建物と実質一体とみなせる場合は対象となりません。マンションの一室を防災倉庫として使う場合は、建物と実質一体とみなせるため、助成の対象となりません。

Q：倉庫に棚を設置したいが、助成対象か。

A：防災資機材を格納するために倉庫に棚を設置する場合は、対象となります。

Q：備蓄品の購入は助成対象か。

A：対象ではありません。

Q：土地の不動産登記事項証明書は、古いものでもよいか。

A：3か月以内に発行されたものに限りです。

Q：修繕の場合も「土地の権利関係を明らかにした書類」は必要か。

A：必要です。

Q：マンションの敷地内に倉庫を設置したい。誰の承認が必要か。

A：マンション管理組合の承認が必要です。総会の議事録など、承認があったことを証する書類を提出してください。

東京都「町会・自治会防災備蓄倉庫設置等助成金」活用相談書

東京都への申請には、倉庫の図面や土地の権利関係を明らかにした書類（土地使用承認書・占用許可証等）などの提出が必要です。公園・児童遊園、その他区所有地にある倉庫に関しては、当助成を活用する場合、必ず下記担当まで相談書をご提出ください。

町会名	
連絡担当者氏名	(役職：)
連絡先	自 宅 携帯電話
確認の上 ☑してください	☐ 別紙も作成し、あわせてご提出ください。 ☐ 助成の対象となる倉庫は、防災資機材を備蓄するための倉庫です。水や食料の備蓄用倉庫は対象外です。 ☐ 都所有地や私有地等の倉庫に関しては、この相談書の提出は必要ありません。直接、土地所有者へご相談いただき、土地使用承認書等をご準備の上、直接東京都へご申請ください。
助成金活用方法	☐ 撤去して新たに設置 ☐ 修繕 ☐ 鍵・棚設置等 ☐ その他 ()
当助成を活用したい倉庫の場所	住所：

※既存の倉庫の活用状況を確認させていただくことがあります。

※既存の倉庫の活用状況等によっては、ご希望に添えない場合があります。

※当助成金には概算払いの制度はありません。相談・申請を経て、設置等の費用を町会で負担し、都へ実績を報告（事業完了後2週間以内）してから助成金が振り込まれます。

【提出先及び問い合わせ】

区民活動推進課地域振興グループ

電話 03-3981-0479

メール A0029701@city.toshima.lg.jp

区所有地・区所有地以外の所有している倉庫について、全て記載してください。

【倉庫 No. 】

土地所有者	☐ 豊島区 ☐ 東京都 ☐ 寺・神社 ☐ 民間企業 ☐ 私有地 ☐ その他（ ）
場所	住所：
外観写真	

【倉庫 No. 】

土地所有者	☐ 豊島区 ☐ 東京都 ☐ 寺・神社 ☐ 民間企業 ☐ 私有地 ☐ その他（ ）
場所	住所：
外観写真	